

社会福祉法人 中名福祉会

中名保育園 重要事項説明書

社会福祉法人 中名福祉会
中名保育園
重要事項説明書

令和 7 年 4 月現在

1. 施設の概要・目的及び運営の方針

○施設の概要

名 称	中名保育園
所在地	鹿児島市喜入中名町 1006 番地
電 話	099-345-0112
敷地面積	937.54 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建 442.92 m ² ※ 各室冷暖房完備

○目 的

本園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。

○運営の方針

本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営します。

本園は一人ひとりを大切に、社会の中で「生きる力」を身につけるために子どもの主体性を育てる活動を行います。

2. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（1） 特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ）

教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- ・ 一時保育
- ・ 延長保育

3. 食事の提供方法

（1）自園調理

献立は毎月、別途配布します。

（2）アレルギー対応状況

除去食及び代替食にて出来る限り対応します。

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園に次の職員を置く。（なお員数においては変動することがある）

（1）園 長 1 名

園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

(2) 保育士 4名

保育計画に基づいて保育に従事する。子どもの人数に応じて、配置を変更することもある。

(3) 栄養士または調理員 1名

給食及び調理に関する全般を行う。

5. 保育を行う日及び時間帯

保育を行う日及び時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)、年度末の2日間(児童の受け入れ準備の為 3月30日・31日。ただし、このうちどちらかが日曜の場合3月29日を含む。)及び祝祭日は休園とします。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

6. 保護者の負担について

- (1) 本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)をお支払いいただきます。3歳以上児は、2019年10月より保育料は無償になりました。

- (2) 本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他の必要な措置を講じるものとする。

- (3) 本園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

①延長保育料 1回 200円 / 月額 2,500円

②一時保育料 9時～16時までの利用 1,800円
9時～16時までの間の4時間以内 900円

③体操服(3歳以上児:希望者のみ) 上 2,900円 下 2,200円

※金額は、変動することがあります。

④給食費(3歳以上児:保育無償化に伴う実費徴収・非課税世帯等負担軽減有)
月額 4,500円

(土曜日 休みの申告で 2日減の場合 月額 4,140円

4日減の場合 月額 3,780円)

- ⑤その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの（園長が定める金額）

7. 利用定員

本園の法第31条第1項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に規定する子ども（以下「2号認定子ども」という。）
12人
 - (2) 法第19条第1項第3号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という。）
のうち満1歳以上の子ども 6人
 - (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 2人
- 尚、以上の定員は変更する場合がある。

8. 利用開始及び終了に関する事項等

- (1) 本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
- (2) 鹿児島地域に居住する保育を必要とする子供の保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
- (3) 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
 - ① 園児が小学校に就学したとき。
 - ② 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ③ 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- (1) 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。尚、当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結している。

(内科)	きいれ浜田クリニック	浜田 努	医師
	鹿児島市喜入町 6988-1	TEL : 099-345-0077	
(歯科)	友愛歯科医院	黒江 信二	医師
	鹿児島市喜入町 6075-7	TEL : 099-345-1471	
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講じる。
- (4) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (5) 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連絡を図る。
- (6) 本園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設計を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- (7) 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- (8) 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会

との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。

- (9) 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

10. 要望・相談の受付

当施設における要望やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 要望・相談受付窓口（担当者）

〈職名〉 主任保育士 〈氏名〉 樋高 ミチ子

〈職名〉 保育士 〈氏名〉 天川 未来

○ 解決責任者

〈職名〉 園 長 〈氏名〉 木下 由起子

○ 第三者委員

〈名称〉 社会福祉法人中名福社会 監事 〈氏名〉 矢野 ミツ子

〈名称〉 下集落の住人 〈氏名〉 釜付 康弘

11. 保険に関する事項

本園は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保 險 名 保育園賠償責任保険

補償の概要 園等が法律上の賠償責任を負った場合に被った被害、園児の怪我を補償します。
(補償金額 1人当たり 1億円)

12. 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

- ① 児童票に記載事項の個人情報の利用の目的は以下のとおりです。

- ・園児の保育に関する業務
- ・園児の健康状態の把握
- ・卒園児管理に関する業務
- ・卒園児の確認に関する業務 等

- ② 保育園の園だより・ホームページ・日々の記録等に子どもや保護者の写真を掲載する場合は保護者の承諾を得たうえで行います。

- ③ 小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

- ④ 他の保育所等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

- ⑤ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。